

令和元年度 地域福祉計画 目標事業評価調書

健康福祉部 地域包括ケア推進課

【調書の進捗状況及び次年度方針の見方】

【評価】（目標の達成と進捗の状況）

A	取り組みを実施し、目標を達成している。
B	取り組みを実施し、一定の成果が出ている。
C	取り組みを実施したが、十分な成果が出ていない。
D	未実施

※計画の期間(2018年度～2026年度)に対する目標の達成状況

【次年度方針】

新規	新規事業の実施
継続	現行どおり、事業を継続する
充実	事業の充実、強化を図る
改善	事業の見直し、改善を図る
縮小	事業規模を縮小する
廃止	事業を廃止する

基本方針	施策の柱	施策の方向性	具体的な取り組み
基本方針1 人を育てる			
	施策の柱1 支え合い・助け合いの心を育む	【1】福祉教育の推進（重点）	1. 福祉の理解、ボランティア学習の推進 2. 福祉の体験を通じた子どもの人間性の育成
		【2】多世代による支え合いの地域づくり	3. 地域で支え合う地域福祉の推進 4. お互いに助け合う仕組みへの支援
	施策の柱2 地域福祉を推進する人を育てる	【3】生活支援コーディネーターの充実	5. 生活支援コーディネーターの活動推進 6. 地域福祉コーディネーターとの連携
		【4】人材の育成支援	7. 福祉にかかわる人材の育成・支援 8. 地域活動の担い手の発掘・育成 9. 大学との連携
基本方針2 地域を育てる			
	施策の柱3 地域のつながりをつくる	【5】地域単位の自治組織の形成促進	10. 自治会・町会等による地域コミュニティ活動の支援 11. 小学校単位の地域コミュニティ活動の支援
		【6】サロン等の居場所、交流の場の拡大	12. 地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり 13. サロン情報の提供、サロン活動団体のネットワークづくり
		【7】市民活動の活性化	14. ボランティア、NPO法人等の育成・支援 15. 市民活動団体の活動活性化
	施策の柱4 安心して暮らせるまちをつくる	【8】災害時の助け合いの仕組みづくり	16. 地域の自主防災組織化の推進 17. 福祉避難所連絡会の開催 18. 避難行動要支援者登録制度の普及推進
		【9】ユニバーサルデザインのまちづくり	19. 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

基本方針	施策の柱	施策の方向性	具体的な取組
基本方針3 地域生活を支える			
施策の柱5 適切なサービス利用につながる 仕組みをつくる		【10】相談体制の相互連携の推進・充実（重点）	20. 包括的な相談支援体制 21. 生活困窮者支援を通じた地域づくり
		【11】権利擁護の推進	22. 地域福祉権利擁護事業の充実 23. 権利擁護事業を推進する市民人材の育成 24. 成年後見制度の充実・推進 25. 虐待の防止と保護
		【12】支え合いの仕組みづくり（重点）	26. 生活支援体制整備事業の推進 27. 地域住民の参加による地域連携 28. 支え合うきよせ委員会(生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体)の設置・開催
		【13】分野横断的な福祉サービス等の展開	29. 分野横断的な福祉サービス等の展開
施策の柱6 支援を必要とする人をみんなで 支える 仕組みをつくる		【14】小地域での住民組織の立ち上げ支援（重点）	30. 地域福祉活動の推進 31. 地域で顔見知りになる機会づくり 32. 住民に身近な圏域である小地域での協議
		【15】地域による見守り体制づくり	33. 地域住民による見守り支援体制の推進 34. 防災・防犯対策の充実・強化
		【16】社会資源活用の体制整備	35. 人材及びノウハウ等の活用 36. 空き家等の活用
		【17】専門職のネットワークづくり	37. 医療・介護のネットワークの推進 38. 社会福祉法人のネットワークの充実 39. 制度の狭間の課題解決

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針	
【基本方針1】人を育てる	【施策の柱1】支え合い・助け合いの心を育む	【方向性1】福祉教育の推進 (重点)	【目標】市民の主体的な福祉の学び、理解を深める取り組みを支援し、地域福祉を推進する人づくりを推進します。				
			【取組1】福祉の理解、ボランティア学習の推進	○小・中学校における福祉に関する教育は、主に小学4～6年生、中学2・3年生の「総合的な学習の時間」において行った。 ○児童・生徒の実態に応じて、学習内容と関連させて福祉施設を訪問するなどの取組をしている学校もある。 ○男女共同参画センターでは、講座開催を通じて福祉、ボランティア活動に対する理解を進める学習を行った。	○取組4と合わせ、地域課題共有の場や学習の機会を増やし、地域づくりの意識醸成をすすめるなど地域力向上をはかることが必要。	B	充実
			【取組2】福祉の体験を通じた子どもの人間性の育成	○赤ちゃんのチカラプロジェクト 小学校5・6年生、中学校3年生に対し講座を開催し、赤ちゃんとその保護者との交流を通して、命の大切さを実感するとともに福祉を他人事ではなく身近なものとして考える機会を提供した。【小学校9校/9校中、中学校5校/5校中】 ○認知症サポーター養成講座 小学4年生、中学1・2年生に対し認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について学ぶ機会を設けた。小学校で学んだ内容を中学校ではさらに深め、考える講座としている。【小学校9校/9校中(631名)、中学校2校/5校中(231名)】 ○視覚障害者のグループと協働 小学4年生を対象に当事者理解につながるよう体験的に学ぶ学習の場を提供した。【第四小学校】 ○夏の体験ボランティア ボランティア体験を通じ福祉や地域の活動に対し理解を図り、他者への意識やボランティア意識の向上を図った。【小学生155名、中学生33名】	○認知症サポーター養成講座については、全小学校で開催しているが、中学校は2校のみとなっている。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、小中学校での開催ができていない) ○障害当事者と接する場については、小学校1校のみとなっており、より多くの子どもの体験できる場の提供が望ましい。	B	充実
			【取組3】地域で支え合う地域福祉の推進	○ふれあいネットワーク 地域の見守りや声かけを行うふれあい協力員、民生・児童委員・社会福祉協議会、地域福祉活動団体、市民が連携しやすい環境づくりに努めた。【ふれあい協力員28名(前年度27名)、ふれあい協力機関234団体(前年度234団体)、社協福祉協力員79名(前年度98名)】 ○地域で支え合う地域福祉の推進として、【取組4】で小学校区や地域包括地区ごとの検討の場づくりを進めている。	○ふれあい協力員については、見守って欲しい人の人数が減少し、見守りの仕組みの見直しが必要となっている。 ○地域の見守りの担い手であった世代の高齢化が進む一方、生産年齢人口の減少、共働き世代の増加、就労形態の変化及び高齢者の就労年齢の延長に伴って地域活動の担い手が減少している。活動に参加しやすい仕組みづくりなどの工夫が求められている。	C	改善

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針1】人を育てる（再）	む【施策の柱1】支え合い・助け合いの心を育む（再）	く【方向性2】多世代による支え合いの地域づくり	<p>【取組4】お互いに助け合う仕組みへの支援</p> <p>○円卓会議又は地域づくりの会 地域づくりの場として、コミュニティはぐくみ円卓会議又は地域づくりの会の開催を行った。各校区で地域課題に根差した取り組みが進んでいる。【円卓会議・地域づくりの会：小学校区8＋中学校区1／全9小学校区】</p> <p>○協議体 平成30年度に各包括地区に生活支援コーディネーターが中心となって第2層協議体を立ち上げ、具体的な仕組みづくりについてそれぞれの地区ごとに話し合いを進めている。（詳細は取組28）</p> <p>○福祉のまちづくり懇談会 障害当事者の参加を促し、交流・体験の機会を設けた。</p> <p>○学校支援本部 平成27年度から、学校支援本部を各小学校・中学校に設置。学校支援コーディネーターを配置し、学生から高齢者まで多世代のボランティア活用など地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備することで、地域のつながりの強化を進めた。【学校支援地域本部12校（前年度5校）／小・中学校14校、学校支援コーディネーター17人（前年度8人）／小・中学校14校】</p>	<p>○円卓会議・地域づくりの会未開催地区が1校区ある。</p> <p>○先行して開催された校区では人の広がりや後継者不足などの課題が顕在化してきている。他校区と情報交換ができる場を作るなど、地域への側面支援を継続する必要がある。</p> <p>○どの活動も、活動参加者の高齢化等によるボランティア人材の継続確保が課題となっている。地域に関わるきっかけとなるようなイベント実施の他、住民同士のネットワークを活用した地域への働きかけなどの取組が必要である。</p> <p>○支え合いの地域づくりを進める複数の取組（円卓会議又は地域づくりの会、第2層協議体、福祉のまちづくり懇談会、学校支援本部、避難所運営協議会）があり、会議体を統合して欲しいとの意見と、目的が少しずつ異なる為に統合は難しいとの意見がある。同地域内で各会議体の目的や取り組み内容を学ぶ機会を作るなど、それぞれの強みを発揮した連携の在り方を協議する必要がある。</p>	B	継続
てる【施策の柱2】地域福祉を推進する人を育	充【方向性3】生活支援コーディネーターの充実	<p>【目標】高齢者等の生活支援や介護予防の取り組みを支援するため、地域における支え合いの仕組みづくりを進める生活支援コーディネーターの充実を図ります。</p> <p>生活支援コーディネーターは、地域の中で支援が必要な人や地域の課題を発見し、支え合いや公的なサービスにつなぎ、具体的な解決へ導く役割を担っています。社会福祉協議会とともに地域福祉コーディネーターと連携を図りながら地域づくりに取り組んでいきます。</p> <p>【取組5】生活支援コーディネーターの活動推進</p>	<p>○生活支援コーディネーター 生活支援コーディネーターは地域の各種団体（サロン、シニアクラブ、自治会・町内会、介護予防の各種グループ等）の訪問や活動活性化の相談対応を行った。</p> <p>○高齢者の支え合いの推進の観点から、介護予防をきっかけに地域のつながりを作る活動として「きよせ10の筋トレ」の取組を行った（詳細は取組26）</p> <p>○平成30年度の新規活動（計3か所） ・旭が丘みんなのサロン、きよとれ学校、のしお本家食堂</p> <p>○令和元年度の新規活動（計12箇所） ・10の筋トレ（11箇所）、きよとれ学校1か所</p>	<p>○第2層生活支援コーディネーターは平成29年10月から配置され、地域のサロン等の訪問や第2層協議体立ち上げを進めているが、年度末から新型コロナウイルスの影響で立ち上げの働きかけが難しくなっている。</p> <p>○生活支援コーディネーターについては支え合いの仕組みづくりの推進を図るために専任での配置としてきたが、各地域包括支援センターから実務面では兼務が望ましいとの意見がある。</p> <p>都内では第1層コーディネーターの専任は12／23区、17／26市（前年11／23区、16／26市）。第2層コーディネーターの専任は6／23区、9／26市（前年5／23区、8／26市）となっており、特に第2層コーディネーターは兼務の割合が高い。</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針1】人を育てる（再）	【施策の柱2】地域福祉を推進する人を育てる（再）	<p>（再）【方向性3】生活の充実</p> <p>【取組6】地域福祉コーディネーターとの連携</p>	<p>○市では地域福祉コーディネーターを配置していないが、社会福祉協議会の地域福祉係が支援が行き届いていない人の個別支援や地域課題に関わっている。</p> <p>相談機関や社会福祉法人、ボランティア・市民活動センター、地域活動団体など各種地域資源との連携して解決に取り組んだ。【初回相談17件、直接支援54件、間接支援115件】【相談内容：近所トラブル、引きこもり親からの相談、外国人の生活相談、若者の生活相談、DV/虐待、障害者の居場所相談、生活困窮相談、病気や障害による不安、高齢者の居場所相談】</p>	<p>○制度間の連携は進んでいるが、制度の狭間の課題について、対応する体制が十分ではない。狭間の課題に取り組む地域福祉コーディネーターの配置について検討が必要。</p> <p>○生活支援コーディネーターや生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉協議会地域福祉係など、地域づくりに取り組む専門職との連携が、今後の課題である。</p>	B	継続
		<p>【方向性4】人材の育成支援</p> <p>【目標】地域福祉推進を支え、地域のリーダーとなる人材を育成します。</p> <p>【取組7】福祉にかかわる人材の育成・支援</p>	<p>○各校区の円卓会議、地域づくりの会では、地域コミュニティの活性化を図るため、継続した参加者と地域の人材と地域課題について情報共有を行った。また、地域リーダーからのイベント開催などの発案に対し企画、運営面で支援を行った。</p> <p>○幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図るため、各種研修を実施した。</p> <p>【主な研修内容：アレルギー研修、摂食講習会、0歳児講習会、保幼小合同研修、保育園給食関係衛生講習会、発達障害と不安・行動の背景にあるもの、食育推進について、その子にあった関わりを考える、保育指針改定のポイント、発達支援研修、放課後児童支援員認定資格研修】</p> <p>○障害者のコミュニケーション支援を行うボランティア講座を実施した。</p> <p>【点訳ボランティア養成講座(全6回。12名受講、8名修了(前年8名修了))、手話奉仕員養成講座(全30回、2年間。17名受講 12名修了)】</p> <p>○手話奉仕員養成講座修了者による活動グループの立ち上げ支援 1団体</p>	<p>○手話奉仕員養成講座修了生による、2番目の自主グループが立ち上がったが、障害当事者と関わる機会が不足している。</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針1】人を育てる（再）	【施策の柱2】地域福祉を推進する人を育てる（再）	【方向性4】人材の育成支援（再）	<p>【取組8】地域活動の担い手の発掘・育成</p> <p>イベントや講座の開催時に円卓会議、地域づくりの会について周知を行い参加を呼びかけ、新たな人材確保に努めた。また、会議を重ねていく中で人材の育成を行った。</p> <p>○様々な地域活動の場で、各校区の円卓会議又は地域づくりの会への参加を呼び掛け、新たな人材発掘を行った。また、会議の進行を重ねていく中で地域づくりの意識醸成と人材育成を行った。</p> <p>○市民の健康づくり活動を推進し、市民の健康増進を図るために設置している健康づくり推進員の活動支援を行った。</p> <p>【健康づくり推進員25名、5部会活動、新規立ち上げ部会1部会】</p> <p>○健康大学の大学生21人、健康づくり推進員25人の協力を得て、チラシ等の普及啓発活動（熱中症・インフルエンザ）を行った。</p>	<p>○身近な地域で課題発見と解決の担い手が必要とされているが、それぞれの担い手の生活スタイルにあった地域参加の場の調整が難しく、人材の確保や育成が難しい。</p> <p>○支援を受ける立場にある方も担い手として活躍できるように、個人の強みの発見とともに、活動の場の開拓が課題である。</p>	B	継続
		【取組9】大学との連携	<p>○市内3大学との包括連携協定により各種取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学連携推進協議会を2回開催した。 ・清瀬市大学連携推進協議会清瀬市市制施行50周年記念連携事業「My Kan Sha 50 ～マイ・カン・シャ・50～ 私なりの感謝」の実施に向けて、学生の協力を得て広報等の取り組みを行った。 ・市内3大学の協力を得て、健康大学講演会を実施した。【10回開催939名の参加（うち65才以上 754人）。健康大学参加者1人あたりの他者への伝達効果は平均3.25人／1講演会】 <p>○福祉のまちづくり懇談会・円卓会議・地域づくりの会の主催するイベントや子ども食堂等の取り組みにおいて、市内・近隣大学生に協力・参加呼びかけを行った。【八小芝生まつりの運営サポート、子ども食堂の運営サポート、清瀬市総合防災訓練の協力】</p> <p>○日本社会事業大学ボランティアセンターの学生と地域をつなげる取り組み「ボラカフェ（相談会）」と「大学生向け体験プログラム」を実施した。相談39名 体験参加者19名（のべ22名）</p>	<p>○3大学連携推進協議会や連携事業の周知が十分ではない。より積極的に行う必要があると考えている。</p> <p>○学生との連携においては、講義や実習等で時間的な余裕がない学生を交えた連携が課題となっている。</p> <p>○地域活動の様々な場面において大学生の参加が望まれているが、地域活動に関心のある大学生との接点が少ない。地域活動への関心を高め、参加を促す取り組みの検討が課題である。</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針2】地域を育てる	【施策の柱3】地域のつながりをつくる	【方向性5】地域単位の自治組織の形成促進	<p>【目標】地域福祉を推進する身近な組織である自治会・町会の加入の促進、活動活性化の支援等を行います。</p>			
			<p>【取組10】自治会・町会等による地域コミュニティ活動の支援</p> <p>○自治会組織率が低迷する中、小学校単位でコミュニティをつくる円卓会議への参加を呼びかけている。円卓会議等の開催により、複数の自治会の協働による取り組みが進んだ。</p>	<p>○社会変化や自治会の必要性に対する住民意識の変化により自治会組織率が低下している。特に若い世代や新規転入者の加入が少なく、組織の高齢化により活動が低迷し、コミュニティ活動の継続が難しくなりつつある。</p> <p>○社会福祉法人、地域コミュニティ、地域貢献したい企業の活動をつなげるコーディネート機能の充実が必要。</p>	B	継続
			<p>【取組11】小学校区単位の地域コミュニティ活動の支援</p> <p>○学校避難所運営協議会 各学校避難所ごとに地域住民を中心として設立。地域住民の検討により地域の実情にあった避難所運営マニュアルの作成や、配置器材等の設定訓練、市総合防災訓練等における避難所開設運営訓練を行っている。 毎月実施の協議会から1学期に1回の開催の協議会まで、各協議会のペースで運営が行われ、自助・共助による避難所運営体制を構築している。【学校避難所運営協議会14校(前年度12校)／14校 ※一部小中学校合同も含む】</p> <p>※以下の各数値については、【取組4】【取組28】の再掲 ○円卓会議又は地域づくりの会 【円卓会議・地域づくりの会：小学校区8＋中学校区1】 ○協議体 【第1層協議体1か所、第2層協議体3か所】 ※第2層協議体については、小学校区単位の設置ではなく、地域の実情に合わせた単位で設置。 ○学校支援本部 【学校支援地域本部12校(前年度5校)／小・中学校14校、学校支援コーディネーター17人(前年度8人)／小・中学校14校】</p>	<p>○平成31年度(令和元年度)、学校避難所運営協議会は、市内14校全校において設立したが、地域によって参加に温度差がある。また、働き盛り世代の参加が少ない傾向にある。</p> <p>○避難所運営協議会そのものの周知と参加促進を充実させ、地域住民共助による避難所運営体制構築の必要・重要性について、協議会を重ね、意識付けと理解を高める必要がある。</p> <p>※尚、学校避難所運営協議会については、新型コロナウイルスの影響により、現在は開催が難しい状況である。</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針2】地域を育てる（再）	【施策の柱3】地域のつながりをつくる（再）	【方向性6】サロン等の居場所、交流の場の拡大	<p>【目標】地域で気軽に通えるサロン等の活動の活性化と拡大を支援し、世代間交流、地域交流ができる場の充実を図ります。</p> <p>【取組12】地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり</p> <p>○地域で気軽に通える範囲の活動の場づくりを図っている。</p> <p>【サロン 42団体</p> <p>世代間交流が主 31団体(延月回数 57回)</p> <p>高齢者が主 6団体(延月回数 15回)</p> <p>障害者が主 1団体(延月回数 1回)</p> <p>子育て支援が主 2団体(延月回数 5回)</p> <p>近隣の方が主 1団体(延月回数 1回)</p> <p>若者が主 1団体(延月回数 1回)】</p>	<p>○活動の場全体としては市民活動団体、サロン、運動、趣味活動などの様々な活動があるが、活動場所、内容、参加者数、頻度などの情報が網羅的に把握できるよう取り組んでいる。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、使用していた会場が使えなくなる、大勢の人が集まる場を避けるために開催を休止する、新規参加の呼びかけができないなど、活動実施の課題がある。新しい生活様式にそった活動への変更が必要であり、活動支援の充実が必要である。</p>	B	充実
			<p>【取組13】サロン情報の提供、サロン活動団体のネットワークづくり</p> <p>○市内のサロン団体に声かけし、生活支援コーディネーターとともにそれぞれのサロンの課題や取り組みについて話し合う場を開催した。</p> <p>サロン連絡会 1回/年 14団体(21名)</p> <p>○健康、子育て、高齢等のサロン等の情報を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員活動紹介 リーフレット発行約500部 ・サロンマップ 発行数 3,500部(平成29年度) 3,000部(令和元年度) ・サロンマップ発行時には市報掲載により新しいサロンの情報収集を行った他、日本社会事業大学生の協力を得て、サロン体験記事の掲載に取り組んだ。 <p>○コロナ期の地域活動情報を集約し、社協だよりや社協ホームページで周知した。</p>	<p>○年1回のサロン連絡会を開催しているが、サロン団体の一部の参加に留まっており、相互の連携までは至っていない。</p> <p>○サロン以外にも様々な気軽に通える活動の場があるが情報が整理・集約・提供されていない。</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針	
		【方向性7】市民活動の活性化	【目標】ボランティア、NPO法人等の活動支援・活性化を図り、市民の社会参加やつながりづくりを支援するとともに、支え合い・助け合いによる地域課題の解決につなげます。				
			【取組14】ボランティア、NPO法人等の育成・支援	<p>○きよせボランティア・市民活動センターにおいてボランティアやNPO法人への育成・支援のためイベント開催を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よくわかるボランティア市民活動の実施(7名) ・ボランティア・市民活動見本市の実施(展示:31団体) ・夏の体験ボランティアの受入団体49団体(前年48団体) ・特定非営利活動法人連絡交流会(参加:5団体) 他 ・ボランティア・市民活動相談会(11名) ・たすけあいサービス・ボランティア相談説明会(6名) <p>○ボランティア・市民活動センターの登録団体数63団体(前年59団体)</p>	<p>○支援が必要な方のニーズに応じてボランティアや団体とつないでいるが、理解を広げつつ、より広く取り組みを進める必要がある。</p> <p>○若年層の活動への市民活動への参加が少ない。気軽な相談機会の提供と新しいプログラム作りが必要。</p>	B	継続
			【取組15】市民活動団体の活動活性化	<p>○生涯学習ガイド「まなびすと」を発行し、生涯学習団体の活動情報を発行(年1回 750部)し、市のホームページでも情報を発信した。</p> <p>○きよせボランティア・市民活動センター 市民活動団体への活動支援、活性化のための連絡会や講座を実施した。また、ぼらかつニュースやホームページ、SNS等の媒体を使い、活動理解につながる情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「きよせぼらかつニュース」の発行(年12回 3,800部/回) ・ボランティア市民活動一覧の発行(年1回 86団体掲載 500部) ・ボランティア市民活動登録団体連絡会の実施(11団体) ・プロに教わる活動継続の秘訣の実施(参加:28名) ・みんなのファシリテーション講座の実施(参加:18名) ・団体のための「プロに教わる活動継続のコツ」(22名) ・きよせねこまつり(動物問題の市民活動支援)(来場約500名) ・子ども食堂応援プロジェクト説明会(4団体) <p>○福祉施設とボランティア活動などを楽しみながら啓発を行う「きよせふれあいまつり」を実施した。(来場約2,000名)</p>	<p>○きよせボランティア・市民活動センターにおいてボランティアやNPO法人への育成・支援のためイベント開催を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よくわかるボランティア市民活動の実施(7名) ・ボランティア・市民活動見本市の実施(展示:31団体) ・夏の体験ボランティアの受入団体49団体(前年48団体) ・特定非営利活動法人連絡交流会(参加:5団体) 他 ・ボランティア・市民活動相談会(11名) ・たすけあいサービス・ボランティア相談説明会(6名) <p>○ボランティア・市民活動センターの登録団体数63団体(前年59団体)</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針	
【基本方針2】地域を育てる（再）	【施策の柱4】安心して暮らせるまちをつくる	【方向性8】災害時の助け合いの仕組みづくり	【目標】地域の自主防災組織化や避難行動要支援者に関する情報の把握を通じて、災害時の共助の仕組みを構築します。				
			【取組16】地域の自主防災組織化の推進	○自主防災組織 市民が災害時に適切な行動がとれるよう、町会・自治会を基盤とした自主防災組織化による自助共助による活動体制を構築し、市民の地域防災力の向上を図った。【計17団体(前年度同数)】	○自主防災組織の中心となる担い手の高齢化が進んでおり、活動及び参加人員が減少傾向にある。既存組織に対しては、防災訓練等実施に係る支援を積極的に行い、自主防災力の維持・向上と育成を図ろうとしている。 ○新規組織の結成に向けて、自主防災組織未結成町会・自治会に的を絞って、災害時における自助・共助活動の重要性を、出前講座や広報PR等を通じて周知と結成促進を図っていく。	B	充実
			【取組17】福祉避難所連絡会の開催	○災害時に備え、平常時より福祉避難所の関係機関との連携を図った。福祉避難所連絡会で、福祉避難所開設時の人や物の確保、発災後の各施設運営のBCP策定状況について情報交換を行った。【福祉避難所連絡会1回/年】	○今後、発災時の連絡手段の確保、送迎、人員、物資の提供等、発災時の協力の在り方について検討が必要。	B	改善
【取組18】避難行動要支援者登録制度の普及推進	○災害時に自力での避難が困難な方、または日常的に見守りや支援が必要な方の名簿を作成し、災害に備えた地域の互助体制を整えた。【避難行動要支援者登録数3,422人(前年度3,568人)、個別避難計画策定者19人(令和2年3月末)】	○避難行動要支援者の条件該当者が広く、実際には元気であるため、災害時に実際に支援が必要な概ね介護度3以上や、重度の障害ある方に絞った効果的な登録の呼びかけと個別避難計画の策定及び安否確認・支援の仕組みの構築が必要となっている。	C	改善			
くサ リ	【方向性9】ユニバーサルのまちづくり	【方向性9】ユニバーサルのまちづくり	【目標】安心して快適に生活できるよう、市内のバリアフリー化やユニバーサルデザインの一層の推進に取り組みます。				
			【取組19】公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	○東京都福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人が安心して円滑に施設を利用できるよう指導・助言を行った。 ○古くなり劣化している清瀬駅北口・南口広場や城前橋のタイルをアスファルト舗装にし、バリアフリー化を行っている。	○福祉のまちづくり条例に該当すると思われる案件については、届出が提出されないと思われることが多く、全ての案件が提出されているかの確認がとれない。 ○次年度からは計画的に清瀬駅北口及び南口広場のタイルからアスファルト舗装にし、バリアフリー化を行っていく。	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える	を【施策の柱5】適切なサービス利用につながる仕組み	点【方向性10】相談体制の相互連携の推進・充実（重）	<p>【目標】多機関協働による相談体制構築を推進し、だれもが必要なときに必要な支援につながる仕組みをつくります。</p> <p>【取組20】包括的な相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内の各関係機関の相談窓口で相談があった際、他の分野や複数の分野にまたがる場合であっても、窓口で対応した職員が関係する窓口と調整し、つなぐ対応を心がけた。 ○包括的な相談支援体制として、子ども家庭支援センターでは、各関係機関との会議等の連携を行った。【1, 017件(前年度792件)】 ○定例の相談を行うとともに配偶者等からの暴力対策連絡協議会を年二回開催して内外の関係部署との連携を図っている。 ○家庭内に複数世代の課題を抱える家庭に関しては、高齢部門、児童部門と協力して対応をした。会議の場にはいずれの部門からも担当者が参加した。 ○市内社会福祉法人の連携した取組みとして、分野を問わず、ひとまず相談を受け止める窓口を、各事業所に設けている。窓口の周知に取り組み、のぼり作成、チラシ作成を行った。【参加事業所:22法人34事業所】 ○障害者相談員を設置し、障害者の地域生活に関する相談体制を整備している。円滑な相談活動を行うため、相談会場の確保を行っている。【相談員構成 身体障害当事者:1名 知的障害家族:1名】 	<ul style="list-style-type: none"> ○分野横断的な相談の解決を図る場の一つとして虐待・困難事例のコア会議や地域ケア会議の開催を進めていおり、各分野で連携が進んでいる。個別ケース検討会議等を重ね、より包括的な相談支援が出来る体制の構築をさらに進める。 ○社会福祉法人のひとまず相談窓口の相談実績は一部事業所にとどまっているが、複数事業所が協力して解決に取り組んだ事例も見られている。定着を図る取り組みを継続して進めていく必要がある。 ○複合的で複数の課題がある世帯への対応など、複数の相談機関や地域資源のコーディネート機能の充実を図りながら、連携体制構築を進める必要がある。 	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える	【施策の柱5】適切なサービス利用につながる仕組みをつくる	【方向性10】相談体制の相互連携の推進・充実（重点）	<p>【取組21】生活困窮者支援を通じた地域づくり</p> <p>○生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業等をきよせ生活相談支援センターいっぽにて実施した。</p> <p>○自立相談支援事業 生活困窮者本人の生活実態や健康状態等に応じた包括的な相談支援を実施した。【新規相談者231人、自立支援プラン作成件数148件、就労者24人（前年度 新規相談者317人、自立支援プラン作成件数69件、就労者数28人）】</p> <p>○住居確保給付金給付事業 離職等により、経済的に困窮し住居を喪失、または喪失のおそれのある方が、住居を確保しながら就労により自立することを支援するため、一定期間、家賃の実費分を支給した。【支給世帯10世帯、支給延べ月数32月（前年度 支給世帯11世帯 支給延べ月数32月）】</p> <p>○学習支援事業 貧困の連鎖を防ぐことを目的とし、生活保護受給世帯を含む困窮世帯の子どもを対象に、学習場所を確保して利用者の拡充を図るとともに、生活習慣改善の取り組みを併せて実施した。【登録者数46人、うち卒業生17人全員高校進学（前年度 登録者49人、うち卒業生14名全員高校進学）】</p> <p>○家計改善支援事業の対象者の拡大、被保護者向け金銭管理支援事業の開始 生活困窮者及び被保護者が安定した生活を維持できるよう、また、自立支援を強化するため、支援体制を拡充した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策 ・新型コロナウイルス感染症の影響により減収・失業された世帯への特例貸付の実施に当たり、行政各所の協力を得て周知活動を行った。 ・休校中の生活困窮者の子どもに食事を提供するため、社協、子ども家庭支援センター、子ども家庭支援団体が連携し、全7回、64食を提供した。</p> <p>○住民主体による生活困窮者支援の活動 ・子ども食堂 10団体 ・学習支援【二中学校支援本部、おひさまネットワーク、ベトレハムの園病院「はなみずき」】</p>	<p>○制度の周知徹底、対象者へのアウトリーチ、関係機関との連携強化が課題となっている。</p> <p>○学習支援事業については、卒業生へのフォロー、教育委員会や市立小・中学校との連携が課題となっている。</p> <p>○新型コロナウイルスの影響により、生活上のニーズは多種多様になっている。生活困窮者とその世帯の状況に応じた必要な支援を提供できるよう、複数機関が連携して、新しい資源づくりや地域の理解を進める場づくりなどを進めていく必要がある。</p> <p>○子どもの食サポート事業や生活福祉資金貸付の相談、子ども食堂活動者の声から、新たな食のニーズの高まりがある。食を支える新たな仕組みづくりに取り組む必要がある。</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える	【施策の柱5】適切なサービス利用につながる仕組みをつくる	【方向性11】権利擁護の推進	【目標】だれもが自立した、尊厳ある暮らしを送れるよう、権利擁護事業の普及啓発と事業の充実を推進します。			
			<p>【取組22】地域福祉権利擁護事業の充実</p> <p>○一人暮らしや親族の支援が期待できない高齢者や障害者が増加しており、福祉サービスの利用手続きの代行や金銭管理支援の必要性が増加しているが、利用者数について終了もある為35～40件で推移している。市民に制度を周知し、利用しやすい体制の構築を進めた。【利用者数38人(前年度 37人)】</p>	<p>○市民に対し周知活動を行っているが、なお一層の周知が必要であると考えられる。</p> <p>○昨年より事業開始となった清瀬市による金銭管理支援事業と社会福祉協議会が実施する本事業は支援内容の一部が重複している。事業を利用する本人にとっていずれの事業の利用が相応かを検討し、精査のうえ、本人に事業利用を進めることが必要となっている。</p>	B	改善
			<p>【取組23】権利擁護事業を推進する市民人材の育成</p> <p>○生活支援員・市民成年後見人の募集・養成を行い、権利擁護事業を必要とする方々を支える体制づくりを進めた。【生活支援員6人(前年度6人)、市民成年後見人10人(前年 10人)、市民後見人の活躍数3件(前年度2件)】</p> <p>○他市で権利擁護の生活支援員が成年後見支援員、市民後見人と段階的に役割を広げていることを参考とし、平成30年度に開催した市民成年後見人養成事業修了者のうち、5人の修了者を地域福祉権利擁護事業の登録型生活支援員として採用し、市民後見人に向けた段階的な育成を開始した。</p>	<p>○権利擁護の相談員や市民後見人には「開始・終了時間の約束」「移動手段の限定(基本は自転車移動)」等が求められるが、これに対応できる人材の要件(年齢や、業務内容)の見直しが必要となっている。</p> <p>○コロナウイルス感染防止の観点から一部の生活支援員及び市民成年後見人より活動を自粛したい旨の申出が有り、事業の担い手となる市民人材の確保がより必要となっている。</p>	B	改善
<p>【取組24】成年後見制度の充実・推進</p> <p>○市民成年後見人の養成講座(全9回)の初回に「成年後見制度の基本理念と概要」の講座を多数の市民を対象に行い、成年後見の利用促進を図った。</p> <p>○成年後見制度に関する市民相談の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民法律相談【相談件数 4件(前年度 7件)】 ・社協成年後見専門相談【相談件数 17件(前年度 17件)】 <p>○これまで培った申立のノウハウを生かし、虐待案件の迅速な対応を行うなど、成年後見制度利用促進のための相談窓口として、専門的で水準の高い対応を行った。(高齢者及び障害者の複合案件等)</p>	<p>○成年後見制度の利用を促進するため、相談窓口の存在を周知する取組みがより必要となっている。</p> <p>○多様なニーズをもつ相談が増加している中、中核機関の設置を視野に入れた体制の強化を図ることが必要。</p>	B	継続			

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
		【取組25】虐待の防止と保護	<p>○各窓口では、虐待の情報があった場合、48時間以内に可及的速やかに状況確認を実施し、緊急性が高い場合には速やかに本人の擁護を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待措置数3人・虐待実数39人(前年度37人) ・障害者虐待措置数1人(前年度1人)・虐待実数1人(前年度3人) ・市内障害事業所での研修講師(実績:1事業所) ・児童虐待一時保護4人(前年度21人)・相談対応(受理)件数209人(前年度192人) 	<p>○各センターでは虐待対応に対し早期発見・早期対応を行うようにしている。今後も、継続して、本人・家族や、ケアマネジャー等周囲の理解による早期の発見・相談を促す啓発活動が必要となっている。</p> <p>継続して、本人・家族や、関係機関等周囲の理解による早期の発見・相談を促す啓発活動が必要となっている。</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える	【施策の柱5】適切なサービス利用につながる仕組みをつくる	【方向性12】支え合いの仕組みづくり（重点）	<p>【目標】住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、行政、医療・介護・福祉の専門職だけでなく、ボランティア、民生・児童委員、NPO、民間企業等がお互いに連携すること、また、市民が助け合い、支え合う体制をつくります。</p>	<p>職だけでなく、ボランティア、民生・児童委員、NPO、民間企業等が</p>		
			<p>【取組26】生活支援体制整備事業の推進</p> <p>○生活支援コーディネーターの訪問や協議体での話し合いから、高齢者を中心とした住民が活動する通いの場の必要性が把握され、高齢者の関心が高い介護予防を組み合わせた「10の筋トレ」の紹介を市内各所で行い、11グループ（約150人参加）が立ち上がった。 ○住民主体による生活支援サービスの提供団体とケアマネジャーの意見交換会を開催した。</p>	<p>○2025年度末までに年10グループ程度の立ち上げが必要となっている。団地やマンション等の方が立ち上げ易い傾向がみられており、重点的に広めつつ、市内全域への展開が必要。 ○住民主体による気軽に利用できる低価格な生活支援サービスの提供団体は2団体と十分ではない。地域包括支援センターやケアマネジャーによる住民型の訪問サービスについての理解を進める必要がある。</p>	B	継続
			<p>【取組27】地域住民の参加による地域連携</p> <p>○地域や市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる仕組みづくりを進めた。 ○取組4で記載の様々な会議（円卓会議、地域づくりの会、協議体、福祉のまちづくり懇談会、学校支援本部等）に地域住民が参加し、地域連携を進めた。</p>	<p>○自治会等の地位園活動の加入率が年々低下しており33.6%（前年度 35%）、活動内容も縮小している傾向がある。行政や社協から働きかけ、住民参加で地域連携ができる場づくりを継続して行う必要がある。</p>	B	継続
			<p>【取組28】支え合うきよせ委員会（生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）の設置・開催</p> <p>○令和元年度から、第1層協議体については市内全域の支え合いの取組や進捗について話し合える場、第2層協議体については、各地区の具体的な取り組みに向けた話し合いを行う場として位置づけ、高齢者の支え合いの地域づくりについて話し合いを行った。【第1層協議体1か所1か所（全3回）、第2層協議体概ね毎月1回（各地区）】 ※社協及び信愛の地区は各地区に1つの協議体を、清雅の地区は、小地域ごとに協議体を立ち上げる方向で1か所設置している。</p>	<p>○第2層協議体の取組が進む中で、第1層協議体の役割を再度捉えなおし、支えあいの地域づくりを進める協議体を推進していくことが必要。</p>	B	継続
な福祉サービス等の展開	<p>【目標】国の動向を考慮しながら、各福祉サービスが分野横断的に福祉サービスを展開する仕組みを検討します。</p> <p>【取組29】分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>○障害福祉サービスの利用者本人及び保護者の高齢化に伴い、介護保険制度への円滑な移行など切れ目のないサービス提供のために高齢福祉分野との連携を図った。 ○市内NPO法人ピッコロが、実施しているファミリー・サポートきよせのノウハウを生かし、子どもから高齢者までの方が健康で安心・安全に暮せるための地域住民による支え合いと、子育てと介護のダブルケアの子育て世代の負担軽減を図ることを併せ持った、家族まるごと支援事業「介護サポートピッコロ」を実施している。</p>	<p>○地域共生社会の構築に向け、分野横断的な福祉サービスの展開についてはまだ検討が十分でなく、国の動向を考慮しながら展開する仕組みを検討する必要がある。</p>	C	充実		

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	【施策の柱6】支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる	【方向性14】小地域での住民組織の立ち上げ支援（重点）	<p>【目標】身近な地域で住民や関係機関などで地域の課題を共有したり、課題解決に向けた主体的な活動をする小地域での住民組織の立ち上げを支援します。</p>			
			<p>【取組30】地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通学路での見守り活動・防犯パトロールを実施した。 【地域の方が毎日実施 7校/9校(小学校) 保護者が不定期に実施 14校/14校(小・中学校)】 ○地域づくりの場として、全小学校区に円卓会議又は地域づくりの会の開催を行っている。各校区で地域課題に根差した取り組みが進んでいる。 	<p>○支援を必要とする立場にある人や様々な団体等の参加を促しながら、地域課題の把握、共有の場や学びの場を継続実施し、地域福祉に対する意識向上を図る。</p>	B	継続
			<p>【取組31】地域で顔見知りになる機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○円卓会議又は地域づくりの会の活動 ○地域づくりの場として、全小学校区に円卓会議又は地域づくりの会の開催し、地域課題共有や解決に向けた話し合いを行うとともに、地域の様々な場での周知活動や、各校区の特色を活かしたイベントを実施している。【円卓会議・地域づくりの会9か所】 ○地域づくりの会、福祉のまちづくり懇談会の取り組みにおいて、地域の強みを活かし、顔見知りになるきっかけづくりを行った。 	<p>○各地区の特色を活かしたイベントを開催しているが、より幅広い世代の住民が参加する取り組みにしていける必要がある。</p> <p>○参加者固定化に悩みを持つ地域もあり、地域の様々な活動との連携を強化し、取り組みの周知を図るとともに、さまざまな世代が参加できるきっかけづくりの充実を図る。</p>	B	継続
<p>【取組32】住民に身近な圏域である小地域での協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会の組織率が低迷するなか、小学校区単位で円卓会議又は地域づくりの会の開催を行った。 ○円卓会議から地域づくりの会としてリスタート(2か所)するなど、小地域単位での地域づくりの意識向上につながった。 円卓会議・地域づくりの会 9か所 【三小校区コミュニティはぐくみ円卓会議10回、六小校区円卓会議(うめのたけまつりは台風により中止)、松山DX地域づくりの会(七小)(防災まち歩き開催、松山DXまつりの企画、実施はコロナにより中止)、四中校区(芝小校区・四小校区合同)円卓会議5回、四小地域づくりの会2回、地域の絆を深める会(芝小円卓会議)3回、八小校区ふわっと@地域交流の場 毎日午前実施、十小地域づくりの会10回、下宿・旭が丘(清明小)地域づくりの5回 	<p>○小学校単位のコミュニティづくりは推進しているが、自治会の組織率は低い。</p> <p>○住民組織として立ち上げ後、参加住民の固定化や高齢化などにより、活動継続や発展が困難な地域がある。他地区の取組を共有する場を設けるなど、住民組織化後も、地域力向上を目指した側面支援を継続し、地域力の向上を図る必要がある。</p>	B	継続			

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	【施策の柱6】支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる	【方向性15】地域による見守り体制づくり	<p>【目標】支援等が必要な人を早期に把握して、つなげる仕組みである見守り支援体制について、地域住民や様々な分野の活動団体等との連携による体制整備を推進します。</p>			
			<p>【取組33】地域住民による見守り支援体制の推進</p> <p>○円卓会議・地域づくりの会において、児童の見守りを地域課題と捉えている校区では、見守り活動を行った。 ○高齢者等の見守り活動に関する協定を締結した事業者等と情報共有・連携を図り、広域的な見守りを進めた。又、年に1回連絡会を開催し、連携事例等の共有を図っている。【見守り活動に関する協定締結団体14団体（前年度同数）】</p>	<p>○地域づくりの会における協議の中で、支援が必要な人の見守りや支援について、課題提起はされているものの、具体的な見守り体制構築には至っていない。</p>	B	継続
			<p>【取組34】防災・防犯対策の充実・強化</p> <p>○清瀬第2中校区で総合防災訓練に合わせ地域の方々が主体で企画運営を行った。 ○出前講座による防災対策・知識の向上 【令和元年中5回実施（前年度同数）】 ○自主防災組織等の防災訓練による防災行動力の向上 【令和元年中19回実施（前年度18回）】 ○青パトでの地域見守りパトロールによる犯罪の未然防止 【令和元年中214回実施（前年度211回）】 ○警察機関等と連携した防犯啓発活動 【令和元年中13回実施（前年度11回）】 ○清瀬市シルバー人材センターによる小中学生の下校時間帯等及び特殊詐欺等防止のための市内のATMの地域見守り 【令和元年中243回実施（前年度同数）】（防災防犯） ○竹丘防災フェアや中里炊き出し訓練などが行う地域の防災訓練へ参加した。また、十小校区では総合防災訓練に合わせ地域の方々が主体で企画運営を行った。</p>	<p>○防災については、出前講座、防災訓練ともに毎年実施している組織が固定化しており、増減はあまり見られない。 防災訓練を始め、イベント参加者の高齢化や、地域の方々の関係の弱まりから、イベントを実施すること自体が困難との声を耳にする。 高齢者や子育て世代等に配慮した幅広い世代に「参加してみたい」と感じるようなイベント開催に向けた積極的な支援と周知PRを行い、地域におけるイベントの充実強化を図っていく。 防犯に関しては、特殊詐欺と、見知らぬ者による声かけなどが後を絶たない。あらゆる機会を捉え、警察機関等と連携して、防犯に関する継続した注意喚起と、効率的かつ効果的な地域見守りを継続し、犯罪の未然防止を図っていく。 各項目とも、充実させたい一方、新型コロナの影響により、現実的には実績は減少となることが予想される。</p>	B	充実

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	【施策の柱6】支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる（再）	【方向性16】社会資源活用の体制整備	<p>【目標】人材・ノウハウ、共同募金や空き家等の活用の受け皿づくりを進め、地域活動の充実を図ります。</p> <p>【取組35】人材及びノウハウ等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動センターにおいて市民活動と企業の社会貢献などのニーズとニーズを結ぶ連携事業を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア市民活動登録団体連絡会を実施(参加:11団体) ・特定非営利活動法人連絡交流会を実施(参加:5団体) ・企業人のまちづくり懇談会において農業支援NPOと情報交換会の実施。 ○市内社会福祉法人が地域コミュニティ活動の支援として社会福祉法人連携事業を実施し、提供できる活動の場や備品、福祉教育等についての情報を掲載した資源帳を作成、情報提供している。 ○地域力を地域福祉に活用する仕組みづくりとして、歳末たすけあい募金、赤い羽根共同募金等を進め、募金の一部を地域で福祉活動を行うグループや社会福祉法人等の団体に助成している。 <p>【歳末たすけあい募金 募金額 1,813,712円(前年度1,759,013円) 地域福祉活動応援助成 18団体(前年度19団体) 赤い羽根共同募金 募金額 774,978(前年度760,991円) 配分団体4団体(前年度同数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歳末助け合い募金の期間に、企業から寄付金(カレンダー等)を募り、生活保護世帯への配布、チャリティ事業を通じた地域活動の財源としている。 ○新しい募金の仕組みとして、市内の商店や企業等と連携し、商品の売り上げの一部を共同募金に寄付する「寄付付き商品」を企画し、販売を通して無理なく募金運動に参加いただく募金百貨店プロジェクトを開始。【協力店 1件】 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会や交流会などの開催を通じ、連携可能な体制を目指す。 ○今後も連絡会や交流会などの開催を通じ、連携可能な体制を目指す。 ○共同募金の寄付金額は伸び悩みにあり、使われ方の周知に重点的に取り組む必要がある。 ○さまざまな形で共同募金運動に参加できるよう、新しい募金の形を研究していく必要がある。 ○市内社会福祉法人の資源帳の活用により、会議の場や備品の確保ができたという市民団体もあるが、一部の活用にとどまっている。 	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
	～	【取組36】空き家等の活用	○市民や企業から、空き室について活用して欲しいとの申し出があった場合に、地域福祉の活動のために活用できる仕組みづくりを検討している。	○空き家の利用には、新しい世帯の移入や資産価値の向上など複数の考え方があり、それに伴う多くの課題がある。その課題について、検討する必要がある。	C	改善

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和元年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	（再）【施策の柱6】支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる	【方向性17】専門職のネットワークづくり	<p>【目標】市内の様々な専門職人材・団体のネットワーク化を進め、制度の狭間や既存のサービスが行き届いていない事案の解決を目指します。</p>			
			<p>【取組37】医療・介護のネットワークの推進</p> <p>○医療・介護のネットワークを推進するため、医療・介護連携推進事業の事務局について、ネットワークの中心となる医師会に委託し、協議会の開催や研修を重ねている。 【医療・介護連携推進協議会 本会3回／年】 【医療・介護専門職のケアセミナー 延参加者200人／2回】 【市民向け普及啓発講座 参加者数135人】</p>	<p>○平成27年度より開始し、専門職向けの研修と在宅医療・介護を担う専門職間の連携は充実してきたが、市民への普及啓発についてはまだ不十分である。市民が在宅医療や在宅で最期を迎えることのあるあり方を考える機会を増やす必要がある。</p>	B	改善
			<p>【取組38】社会福祉法人のネットワークの充実</p> <p>○市内で活動する社会福祉法人のネットワーク化を進め、社会福祉法人による地域貢献を推進しており、施設や備品の貸し出し等、地域の力を応援する取り組みを実施している。 【清瀬市社会福祉法人 社会貢献事業協議会34機関(前年度33機関)】</p>	<p>○「ひとまず相談窓口」「資源帳」等の活用定着が課題となっている。</p>	A	継続
<p>【取組39】制度の狭間の課題解決</p> <p>○制度の狭間や既存のサービスが行き届いていない事案について、関係各課、地域ケア会議、清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・児童委員等が事案ごとに連携を図りながら対応している。 ○社協地域包括エリアで生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが中心となり、エリア内の8050問題に取り組み、生活困窮者自立相談支援機関や生活福祉課、子ども家庭支援センター、障害福祉課、社協地域福祉係が集うモデル情報交換会を開催した。</p>	<p>○関係者毎に対応しているため、共通性の発見や対応ノウハウの蓄積が出来ていない。 ○何が制度の狭間の課題として存在しているのか、それに対して既存の相談機関がどのような対応を行い、また出来なかったのかの把握と整理が必要。 ○コロナの影響により、生活困窮者の急増や、孤立や虐待の増加が想定されている。新たなニーズとしてとらえ、必要な地域支援に取り組む体制整備が必要である。</p>	C	充実			